

平成26年川俣町議会第4回臨時会会議録

平成26年川俣町議会第4回臨時会は、5月23日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君
16 番 黒沢敏雄君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君		

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 長 岡 健 一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

- 報告第 2 号 平成 2 5 年度川俣町水道事業会計予算の繰越報告について
- 議案第 5 8 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 5 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例)
- 議案第 5 9 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 6 号 平成 2 5 年度川俣町一般会計補正予算 (第 7 号))
- 議案第 6 0 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 7 号 平成 2 5 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算
(第 6 号))
- 議案第 6 1 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 8 号 平成 2 5 年度川俣町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号))
- 議案第 6 2 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 9 号 平成 2 5 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号))
- 議案第 6 3 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 1 0 号 平成 2 5 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号))
- 議案第 6 4 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 1 1 号 平成 2 5 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算
(第 1 号))
- 議案第 6 5 号 動産の取得について
- 議案第 6 6 号 川俣町子どもの屋内運動場整備工事請負契約の締結について
- 議案第 6 7 号 川俣町大綱木財産区管理会委員の選任について
- 議案第 6 8 号 平成 2 6 年度川俣町一般会計補正予算 (第 1 号)
- (追加日程)
- 議案第 6 9 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 8 号 平成 2 5 年度川俣町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号))

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は、16人です。定足数に達しておりますので、平成26年第4回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午後1時02分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 本日は大分気温も上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において14番議員 石河清君、1番議員 村上源吉君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、こんにちは。本日の平成26年第4回議会臨時会開催に当たり、5月20日に議会招集の告示がございました。したがって、21日に議会運営委員会を開催し、町当局から臨時会における付議事件の概要について報告を求め、議事日程等について審議をいたしました。

その結果、本臨時会の会期は、本日1日といたします。

審議日程であります。町長から提案要旨の説明を受けた後、付議事件12件について審議・採決を行うことといたしました。議員各位のご協力をお願いいたしまして報告といたします。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3，町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様、こんにちは。本日ここに、平成26年第4回川俣町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、報告が1件に、地方自治法第179条の規定により専決処分を行った7件、スクールバスの動産取得が1件、子どもの屋内運動場整備工事請負契約の締結についてが1件、大綱木財産区管理会委員の選任についての人事同意が1件、平成26年度の補正予算が1件の、合わせて12件でございます。

専決処分につきましては、議案第58号から議案第64号により、それぞれその報告を行い、承認をいただくものでございます。

議案第 6 5 号から議案第 6 8 号の 4 件につきまして、提案要旨の説明を申し上げます。

議案第 6 5 号「動産の取得について」は、スクールバス 1 台の購入費につきまして、財産の取得の予定価格が 7 0 0 万円を超えるため、また、議案第 6 6 号「川俣町子どもの屋内運動場整備工事請負契約の締結について」は、旧川俣精練の建物のうち、事務所棟を改修し、子どもの屋内運動場に整備する工事でございますが、工事請負金額の予定価格が 5, 0 0 0 万円を超えるため、これら 2 件を、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 6 7 号「川俣町大綱木財産区管理委員会委員の選任について」は、管理委員 1 名が財産区の区域外に転出したため、その後任委員の選任につきまして、同意を求めるものでございます。

次に、議案第 6 8 号「平成 2 6 年度川俣町一般会計補正予算（第 1 号）」は、総額 4 億 1, 6 5 2 万 6, 0 0 0 円の増額補正をお願いするもので、2 月の豪雪により倒壊したビニールハウスや鉄骨ハウスなどの撤去費用及び再建に要する費用に対する豪雪農業災害特別対策事業補助金や、町商工会の不適切な経理による補助金の返還金を計上しております。

また、山木屋地区復興まちづくり基本計画で取りまとめた再生可能エネルギー活用事業の具現化を推進するため、新たに設立する太陽光発電事業のための合同会社へ出資をするため、所要額を計上いたしております。一つには、太陽光発電事業の予定地に係る農振除外などの申出書の提出を行うこと。二つには、国の補助事業への申請を行うこと。これらを新たに設立する合同会社が行うこととなります。

農振除外などの手続きに一定期間を要することや、補助の公募開始が目前であることなどから、町の出資により早急に太陽光発電のための合同会社を設立することで事業の推進を支援してまいりたい考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出議案の要旨の説明といたしますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願い申し上げまして、提案要旨の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 4，報告第 2 号「平成 2 5 年度川俣町水道事業会計予算の繰越報告について」について、当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 5，議案第 5 8 号「専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明の前に説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） なければ、町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） 議案第58号、専決処分の報告及びその承認について
地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同法
同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

記

専決第5号 川俣町税条例等の一部を改正する条例

平成26年5月23日提出

川俣町長 古川 道郎

専決第5号 川俣町税条例等の一部を改正する条例

改正文の読み上げは、省略いたします。

平成26年3月31日

川俣町長 古川 道郎

ご説明申し上げます。

専決処分の報告及びその承認につきましては、町税条例等の一部改正の専決処分について報告し、その承認を求めるものです。これは、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、専決処分の方法により同条例を改正、施行したものでございます。

それでは、改正の主な内容につきまして申し上げます。

まず、本則第23条の改正は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備であります。

第34条の4は、法人税割の税率を12.3%から9.7%に改正するもので、引き下げ分は国税となります地方法人税として徴され、全て交付税特会へ繰り入れ、地方に配分されることとなります。

第48条、第52条については、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度の新設、申告納付制度の規定に伴う所要の整備でございます。

第82条については、軽自動車税の税率の引き上げでありまして、従来税率比で1.25倍から1.5倍とし、2,000円に満たない場合には2,000円に引き上げるという改正内容となっております。施行期日は平成27年4月1日ですが、三輪以上の軽自動車については、施行期日以降に新規取得した新車に対し新税率が適用されます。既存車につきましては旧税率のままとなりますが、附則第16条において、三輪以上の軽自動車で13年を超えるものについておおむね20%の重課を行うこととしております。重課の施行期日は平成28年4月1日ですので、仮に乗用の自家用軽自動車で13年を超えた場合の平成28年度の税額は7,200円から1万2,900円になるということでございます。

次に、附則第8条では、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について適用期限を3年間延長するもの。

附則第10条の2では、固定資産税の課税標準の特例で、公害防止用設備やノンフ

ロン製品などに係る軽減割合を定めたもの。

附則第10条の3第9項では、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等について減額措置を創設したものでございます。

附則第17条の2では、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものなどがございます。

そのほか、法改正に伴います規定の明確化や不要条文の削除、規定の繰り上げなどを行っております。

以上、議案第58号、「専決処分の報告及びその承認について（専決第5号 川俣町税条例等の一部を改正する条例）」についての説明といたします。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第6，議案第59号「専決処分の報告及びその承認について（専決第6号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

当局の説明の前に説明資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） それでは、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第59号「専決処分の報告及びその承認について（専決第6号 平成25年度川俣町一般会計補正予算（第7号）」について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点かお聞きしたいんですけど、まず、歳入の14ページで、事業確定なんでしょうけど、この衛生費の委託金3,000万円減ってましてね、支出のほうは33ページでその分減額してるんですが、これ、山木屋の井戸水検査なんだろうと思うんですよ。これ、事業確定ということは、事業が終わったと思うんで、全部の戸数が終わって、その結果はどうだったのか、お知らせをいただきたいと思うんですが。

それからもう一つは、歳入で17ページに農山漁村地域復興基盤総合整備事業交付金4,475万円の減とあるんですね。これ、37ページで支出のほうで落としてるんですが、この事業の中身は何だったのか。4,000万円という大金、調査測量業務委託料と載ってるんですけど、支出のほうでは。何の事業を取りやめたのか、お知らせをいただきたいなと思うんですが。

それから、その同じ17ページに緊急雇用創出事業補助金とあって、5,500万円これも減ってるんですね。これの充当先は38ページと42ページで、38ページで言いますと、緊急雇用で商工会のほうに出してる金なのかどうかわかりませんが、それとあと、山木屋のパトロール隊なんだろうと思うんですね、42、43ページに載ってるのは。これ、パトロール隊の隊員、2,900万円もぼんと減ってるんですけど、パトロール隊の隊員は今、当初始まった人数から比べて何人でやっているのか、お知らせをいただければと、こういうふうに思います。

それから、歳出の39ページに峠の森自然公園の管理費で、これ全部峠の森の水車等修繕調査委託料、多分これ全額落としたんじゃないかと思うんですが、ぶん投げておけばぶん投げておくほどぼっこれでどうしようもなくなってくると思うんですけど、これらが対策は、この予算落とすのはいいとしても、どういうふうにこれからするのかね、その辺の方針をお聞きをしたいなと、こういうふうに思うんですが。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。地域安全パトロールの質問、今現在何人でやっておるかということでございますが、現在42名でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） ご質問にお答えします。

15ページの歳入でございますけども、3,000万円の減額、こちらにつきましては、議員お質しの山木屋の水質検査と、あとは浄化槽の検査委託料の補助金でございます。減額して額が確定ということでありますけども、全額繰り越しをしてございます。繰り越しの工期が今月の末、5月30日となっておりますので、結果等のほうはまだ手元に来ておりません。つきましては、結果が来次第、議員の方々にはお知らせしたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、17ページと歳入の部分によります農山漁村地域復興基盤総合整備事業の減額でございますが、これは山木屋地区の現在、一部やっております事業もございまして、今回県営でやります事業の申請に伴います計画書の作成というものを実施いたしました。それで、金額の減額が多い分に関しましては、今年度やります詳細設計書の設計を入れていたんですけども、その分が国の事業の中で認められなかったために、その詳細設計分の、1年分の計画の測定の調査設計分が落ちた分で、4,47

5万円の減額になってございます。

それから、緊急雇用でございますが、緊急雇用に関しましては、2月の豪雪によりましてパトロール隊の実施がほぼ1か月程度できなかった関係で、金額の減額になったものでございます。それが主な原因でございます。

あと、峠の森でございますが、議員ご指摘のとおり、今、いろいろと地元のほうからのご要望等も聞き、検討もしてまいりましたが、なかなか明確な方針等が定めることができませんでしたので、もう少し時間をいただきまして、水車等の対応に関しては、これも検討を進めてまいりたいと思いますので、その辺のことはご理解をいただきまして、今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7、議案第60号「専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第60号「専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2点お伺いしますが、7ページの保険税の滞納繰越分と退職者被保険者の滞納繰越分あるんだけど、これやって、最終的に3月31日現在の滞納繰越金額はいくらなのか、お知らせをいただきたいと思います。

それから、9ページに7万1,000円と、この東日本大震災復旧・復興に係る特定検診補助金って新しく出来たというんだけど、歳出のほうの17ページ見ると、全部減額になってる中でこの新しい、国から7万1,000円来てるのね。だから、これはどういう人が対象になってこの7万1,000円もらえるんだか、その仕組みを

ちょっと、制度をお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁いたします。

9 ページの上の東日本大震災復旧・復興に係る特定検診の補助金ですが、当初、これ予算では見てなかったんですけれども、避難している山木屋の方のための集団検診、個別検診を受けた場合、1, 100 円の補助が受けられるということになりまして、山木屋の方が65 人ですね、1, 100 円掛ける65 人分ということで受けられましたので、一人当たり1, 100 円の補助をいただきまして、7 万1, 000 円を補正したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） ご質問の7 ページの滞納繰越分の3 月末の金額でございしますが、今、手元に資料がございませんので、調べて後ほどお答えしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 調べるのは後にしてもらって、そうするとこの、例えば1, 100 円、山木屋の人ね、1, 100 円のこの補助金、自己負担分が来たということなんだけど、その1, 100 円分は山木屋の人に還付したわけなのか、それとも最初からとらなかったんですか。どういうふうに会計処理上はなっているのでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ちょっと今わからないので、後で調べてお答えいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 15 番 遠藤宗弘君。

○15 番（遠藤宗弘君） 7 ページにある高齢者医療制度円滑運営事業費補助金と、今話になっている東日本大震災復旧の補助金、これ当初予算にはないものなんだけど、これ何で当初予算になかったのか。途中で出てきたものなのか、取り落としたのか。これやっぱりきちとした説明がないと、問題だと思うんですよね。だから、その辺の、何で当初予算に出せなかったのか、または途中から急に補助金が出てきたものなのやら、そこら辺を明確にしてもらいたいと思うんですが。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は2 時30 分といたします。

(午後2 時13 分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

(午後2 時30 分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） 先ほどの質問に答弁いたします。

7 ページの滞納繰越分の額でございしますが、一般被保険者の滞納繰越額が1, 49

3万1,000円、退職被保険者分が217万2,000円となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁いたします。

9ページの東日本大震災復旧・復興に係る特定検診の補助金でございますが、山木屋の方の個人個人からの負担はとっておりません。これに係る補助金ということで、国からいただいたものでございます。

7ページの下から2段目、高齢者医療制度の円滑運営事業費の補助金でございますが、9ページとあわせまして当初予算としておらなかったわけですが、実際、去年も実績がありまして、ただ、この制度、震災後からあります。それで、今年あるか、来年まであるかというのがわからないものですから、予算を上げるときに上げてなかったんですけれども、実際、3月に補助金が入ってきてますので、3月の議会で本当は上げるべきでした。今後気をつけますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 個人徴収とってないということは、検診というのは、3月これやったわけでないわけだね。もっと早い時期にやってるわけでしょう。だから、そのときに山木屋の人からとってなかったということは、既にこういう制度があるからとってないわけなんでしょう。と私は思うんですけど、それでいて、予算計上はずっと後にするんだというのは、どういうことから生じるのかということと、あと、雑入で多分、検診の9万2,000円減ってあるんだよね、これ。収入のほうを見るとね。特定健康診査受診料の9万6,000円ってこれ、雑入で減になっているじゃないですか、受診料が。だから、これも多分、山木屋の人の分当初見てて、この分が出てくるのをね。そうでなくて、もともと見てたんだけど、7万何ぼもらえるようになったから、山木屋の人だけ減らしたのか、人数が減ったのかという問題も出てくるので、実際にこの制度があったというのがわかっていたのはいつなんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 答弁を申し上げます。

この制度は震災後からあります。24年度、25年度と制度はありまして、実績を上げてございます。なので、先ほど答弁いたしましたとおり、来年あるかというのはちょっとわからないんですよ。予算を積算している1月から2月の段階では今年あるかっていうのがわからなくてですね、ただ本当に、通知がその後来ますから、そのわかった時点で上げるべきだったと反省しております。

今、担当のほうに聞いたんですけれども、積算後ですから3月には来ていたんだと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） 震災後、こういう制度があるということであれば、これは当初

予算に当然、同目なりなんなりと上げておいて、それで処理するっていうのが普通の処理なんじゃないかと思うんですね。それが、最後の最後に専決で項目を起こして出してくるなんてことは、いまだかつての会計処理でない話でしょう。この辺のことはやはり、課長も新しく代わったことでもあるし、町長として、やはり提案者として、きちっと職員の指導を明確にしてもらいたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） そのほかありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第8，議案第61号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第61号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 暫時休議します。 （午後2時43分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 （午後4時15分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで、当局から議案の撤回請求が出ております。

議事日程を変更し、直ちに日程第9として審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、以後の日程を一つずつ繰り下げてくださいと思います。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第9，議案の撤回を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案の撤回請求について申し上げます。

件名、議案第61号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号））」。

平成26年5月23日に提出いたしました議案第61号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号））」の一部に誤りがありますので、議案の撤回をいたしたく、請求するものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま町長から撤回請求のありました件について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号））」は撤回されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第10、議案第62号「専決処分の報告及びその承認について（専決第9号 平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第62号「専決処分の報告及びその承認について（専決第9号 平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））」について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2カ所お聞きしたいんですが、歳入6、7ページなんですけど、後期高齢ってあまり滞納ないと思うんですが、滞納繰越分で減額43万3,000円ってでっかく減額になってるんですね、これ。この結果、滞納繰越額が何ぼになっているのかお知らせをいただきたいのと、先ほど質問したのと同じ、広域連合の補助金なんだけど、3番で新しくまたこの0円から1万8,000円出たのね、東日本大震災等対応事業費補助金と。この補助制度というか、どういうがなで1万8,000円もらえるんだか、ご説明いただきたいんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） 質問に答弁いたします。

7ページの滞納繰越分の滞納繰越額のご質問でございますが、手元に資料がございませんので、調べまして後ほど説明いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁いたします。

7ページの1万8,000円の補正でございますが、これは山木屋地区の被保険者

に係る一部負担金免除証明書の郵便料で補助を受けたものでございます。

答弁とさせていただきます。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 暫時休議いたします。 （午後４時２６分）

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 （午後４時３１分）

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。
○町民税務課長（寺島喜美夫君） 先ほどの質問に答弁いたします。

７ページの滞納繰越分の繰越額でございますが、平成２５年度の調定額が４２万７
４７円ありました。２５年度に収入で２８万６，３４７円ありまして、滞納額が差し
引き８万３，６００円となります。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。
これから議案第６２号を採決いたします。
本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 日程第１１，議案第６３号「専決処分の報告及びその承認につい
て（専決第１０号 平成２５年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）」
を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第６３号「専決処分の報告及びその承認について
（専決第１０号 平成２５年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）」に
ついて説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第12, 議案第64号「専決処分の報告及びその承認について(専決第11号 平成25年度川俣町奨学資金特別会計補正予算(第1号))」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(佐藤修一君) 議案第64号「専決処分の報告及びその承認について(専決第11号 平成25年度川俣町奨学資金特別会計補正予算(第1号))」について説明した。

○議長(黒沢敏雄君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第13, 議案第65号「動産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(佐藤修一君) 議案第65号、動産の取得について

町は、次のとおり動産を取得する。

1 取得する動産の表示

(1) 物品名 スクールバス (29人乗り)

(2) 数量及び価格

数量 1台

価格 5,378,400円

(うち消費税及び地方消費税398,400円)

2 取得の方法 買い入れ

3 取得の目的 川俣小学校通学用 (小島方面)

4 取得の相手方 福島市方木田字北谷地1番地1

三菱ふそうトラック・バス株式会社

東北ふそう 福島支店

福島支店長 金子 武弘

平成26年5月23日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものである。

ご説明いたします。

川俣小学校、小島、下の町方面に運行しておりますスクールバスの老朽化に伴う動産の取得でございます。小島、下の町方面のバスは平成4年に購入したものでございますが、これを買替えるもので、予定価格が766万2,600円で行ったので、取得に際しまして議会の議決を要するため、議案として提案したものでございます。

購入車両の概要でございますが、29人乗り、ディーゼルエンジンで、最高出力150馬力、自動ドア、冷房付きのバスでございます。納期は平成26年9月30日でございます。

今回のスクールバス購入につきましては、へき地児童生徒援助費等補助金事業を活用することとしておりますが、その交付内定が4月4日にありましたので、入札に至った次第でございます。なお、補助率は2分の1でございます。

入札につきましては、平成26年5月13日に指名競争入札により実施いたしました。指名業者は三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう福島支店、福島トヨタ自動車株式会社福島店、福島日野自動車株式会社福島支店の3社でございますが、福島トヨタ自動車株式会社につきましては辞退しております。入札の結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう福島支店が537万8,400円、うち消費税39万8,400円で落札し、平成26年5月14日に仮契約を締結いたしましたので、本日の議会において議決を求めるため提案いたしましたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 (黒沢敏雄君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 私わからないから聞くんですけど、この条例第3条の規定あるんだけど、財産の取得って何百万円以上で議会の議決を受けるんでしたっけ。

○議長（黒沢敏雄君） 教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 物品の購入につきましては、入札価格が700万円以上でございます。

失礼いたしました。予定価格が700万円以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） その他、ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第14、議案第66号「川俣町子どもの屋内運動場整備工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 議案第66号、川俣町子どもの屋内運動場整備工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 川俣町子どもの屋内運動場整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 工事の場所 | 川俣町字新中町84番地3 |
| 4 | 契約金額 | 49,680,000円
（うち消費税及び地方消費税3,680,000円） |
| 5 | 契約の相手方 | 川俣町字日和田8番地
株式会社 古俣工務店川俣支店
支店長 古俣明美 |

平成26年5月23日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

ご説明申し上げます。

本議案は、川俣町子どもの屋内運動場整備工事請負契約の締結につきまして、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

入札につきましては、平成26年5月13日、町内5社による指名競争入札を実施し、株式会社古俣工務店川俣支店が4,968万円、うち消費税及び地方消費税368万円で落札し、平成26年5月14日、仮契約を締結いたしましたので、本日の臨時会において議決を求めるため、提案いたしましたところでございます。

工期は、本契約の翌日から平成26年8月8日まででございます。

工事の概要等についてご説明申し上げます。

本子どもの屋内運動場整備工事は、福島第一原子力発電所の事故による放射能への不安から、屋外での遊び、運動等を制限している子どもたちが安全・安心に遊び、運動し、体力の低下、肥満傾向の改善を図ることを目的として、旧川俣精練の事務所建物を改修するものでございます。

改修する施設は鉄骨2階建て、床面積は1階286.1平方メートル、2階252.49平方メートル、合計538.59平方メートルで、主な改修内容は、玄関、トイレの改修、外部スロープ等の設置、間仕切り撤去、外壁塗装替え、電気設備の改修、空調及び給排水設備の改修などとなっております。

以上、議案第66号の説明にかえさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番　菅野清一君。

○6番（菅野清一君）　この問題については当委員会でも何度も議論して、ようやく場所も二転三転しながらこういう形になったんですけど、ちょっと聞いておきたいんですけど、これ4,968万円ということで提案されてますが、建築確認申請等はもう既に終わったんですか。もし終わったとすればいつごろやったのか、お聞きしておきます。

○議長（黒沢敏雄君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君）　ただいまの建設確認許可につきましてご答弁申し上げます。

確認許可につきましては、県北建設事務所との協議が整い、5月の初めに確認申請をしております。しかし、本工事の入札までに許可が得られる見込みでしたが、書類上の不備があったため、許可がおりるのは来週初めの予定となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君）　6番　菅野清一君。

○6番（菅野清一君）　書類上の不備というのは具体的に何ですか。

○議長（黒沢敏雄君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君）　書類の不備といいますのは、申請する際に膨大な書類がつくわけなんですけど、各図面のそういう不整合ですとか、数値の記入漏れ等がありま

して、不備になってございます。基本的には設計が変更して金額が変わるというよう
な、そういう変更というものではございません。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 6 番 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 具体的にいつの予定でいくんですか。今の予定。

○議長（黒沢敏雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 来週の初めというようなことで、本日、不備なところの
修正をいたしまして提出したところですので、来週初めの予定となっております。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにありませんか。

4 番 鳴原利光君。

○4 番（鳴原利光君） 3 点ほどお聞きしたいと思います。

今、確認申請の話が6 番議員からありましたけども、この確認申請する際に、1 点
ですね、用途の変更なんですけど、この建物はどういうふうな用途なのか。

2 点目、改修工事費が確定したんだから、これ1 億3 8 6 万9, 0 0 0 円を予算に
計上しておりますが、残りの工事費は不用額で落とすのか。

三つ目、当初の予定では7 月中旬にオープンするんだと言っておったが、今、お聞
きしますと、確認申請も来週の初めにおりるんだといって入札を早くやったわけだそ
うですが、8 月8 日が工事期限だということなんですけど、この遅れた原因。

その3 点についてお聞きします。

○議長（黒沢敏雄君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） ご答弁申し上げます。

初めに、1 点目の用途変更の件でございしますが、こちらは既存の建物が事務所とい
うことになっております。それを運動場ということで変更するわけなんですけど、建築
確認上は児童厚生施設というようなことで、その用途の変更になるものでございます。

次に、予算の件でございしますが、予算額につきましては、本事業が改修工事である
ことから、工事が進める中で追加工事が発生する可能性があるほか、今後、駐車場等
の外構工事を発注する計画もございしますので、工事が完了し、事業金額が確定した後
には、予算額の補正を行う必要もあるものと思っております。

次に、オープンの見込みといいますか、工期の8 月8 日までの遅れというようなこ
とでございしますが、やはり建築確認等の事前協議等の期間がかかったというようなこ
ともありまして、実際、入札を行うことになったのが今月中でございまして、改
修工事にかかる日数が約1 か月半程度かかるというようなこともございまして、工期
が8 月8 日というふうなことになっておるものですから、時期がおくれたということ
でございします。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 4 番 鳴原利光君。

○4 番（鳴原利光君） ありがとうございます。それで、用途は児童厚生施設という、
児童厚生施設という聞きなれない、私、用途なんですけど、そうすると、今、この工事

費の中にはトイレ、まあ電気、空調なども含まれているということなのですが、このトイレの浄化槽、事務所として浄化槽を設置したんですが、浄化槽とかなんとかも新しくこれからあれするようになるんですか。そのまま使われるんですか。

用途によってはですよ、電気設備、消防設備に関しても、これは用途が変わりますと設備関係も違くなるんですが、あと、収容人員の問題もあります。それで、そのままできるんだかできないんだか、後で金かかるとなるとちょっとまたこれね、負担かかると思いますので、その辺は確認したいということと、あと、今、予算のことで、これから庁舎の工事もやるんだということ。当初予算の中には、これ工事費だけ1億386万9,000円でしたか、できればこれ、予算書は議決事項でないですから、構わないとは思いますが、町の工事等の発注等の見通し公表一覧表の中には、第一四半期の中にこれね、第二四半期か、屋内遊び場の駐車場の整備なんかも載っておるようですから、こういうのも予算書に詳しく内訳やったほうがいいんじゃないかなと私は思っております。

あと、そうすると、8月8日に工期が終わるということは、これオープンはいつ頃オープンするんだか、その辺をお聞きいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） ただいまの質問にご説明申し上げます。

まず、1点目の浄化槽でございますが、先ほど申しましたように、建物の用途が事務所から児童厚生施設に変更となるわけですが、建築確認の事前協議の中で、既存の浄化槽が使用可能というようなことで既に協議が済んでいるものでございます。それで、浄化槽は既存のものを使うということになります。

次に、オープンの時期でございますが、改修工事の工期が、先ほど申しましたように8月8日となっております。また、改修工事にあわせまして、遊具の工事ですとか、駐車場等の外構工事も行うことから、現在の予定では8月中旬を目指しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） この児童厚生施設の収容人員というのはどのくらいにしているんですか。川俣精練のときの恐らく、私、別にそのまま使われるのなら構わないと思いますよ。ただ、用途が違くなってくると、事務所での収容人員と、これから屋内遊び場での収容人員では、必ず違ってくるんですよ。そうすると、それを間に合うんだというなら私は構いませんけども、その収容人員というのはどのくらいなんですかね。それによっては、私は変わってくる可能性があると思う。あとは消防設備関係も変わると思うんですが、今のままで大丈夫だというなら構わないですが、その辺はちゃんと確認してあるわけですか。

○議長（黒沢敏雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） ただいまの質問でございますが、浄化槽並びに消防関係につきましては、先ほど申しましたように、事前に建設事務所との協議を行って

おりまして、そちらが終了しておりまして、それぞれ施設については現在、改修するものは改修するようになりますが、浄化槽も含めて既存のものでいいというようなことになっております。

また、収容人員でございますが、本運動場につきましては1階を未就学児用の運動施設、また2階を就学児用というようなことで、小学生以下の子どもを対象にしていますが、それぞれ収容人数を制限を設けまして、1階が30人、2階が40人というようなことで運営をすることになっております。

それで、浄化槽の収容人数につきましては、ちょっと詳細な資料を持ち合わせておりませんでしたので、後ほどご答弁いたしたいと思います。

法的な収容人員につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんでしたので、後ほどご答弁したいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 確認については後でも構いませんか。そのほかございませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 4点ほどお聞きしますが、まず1点目は、予定価格5,000万円以上だと思うのね、第2条は。その予定価格というのは、消費税入れているのかね、消費税抜いた金額の、予定価格は消費税抜いてこれ発表しているわけじゃないですか。だから、予定価格といった場合に、消費税は入れて5,000万円だ、700万円だという言い方をしているのか、消費税は入れて5,000万円超えれば、700万円超えれば、議会の議決案件として取り扱っているのか、その辺、一つお聞きをしておきます。

二つ目は、これは8月8日工期ということの契約なんだけど、1億円からの工事費があって、誰が考えてもこれから駐車場の整備だ、外構工事と、必要なわけだけど、普通、建物発注するときには外構も一緒に出すわけじゃないですか。そうすると、終わったときに一遍にできるわけでしょう。すると、何で外構工事を、オープンをみんな早くやらなくちゃいけないと再三言っているのに、何で外構工事を分離しなくちゃいけないのか。そこら辺、何で分離するのかということと、いつ発注するのかという、建物の内装が終わってから発注するとなったんでは、とてもじゃないが8月オープンなんていうのはあり得ないわけじゃないですか。だから、何で外構工事を一緒に発注しなかったのかということと、いつ発注するんですかと。

あともう一つ、遊具もこれ、例えば今、繰り越しになってるね。先ほどの専決補正でほとんどの遊具更新事業が全部繰り越しになっている。それは何でかといったら、遊具が入ってこないからです。そうすると、8月中旬ごろのオープンを目的というんだけど、これ特殊な遊具を多分発注するんですよ。すると、その遊具をですね、いつ発注したらいつ入ってくるのかという見通しがついてるのかと。それがないと、8月なんだけど、いや、発注したら12月だって言うから遅れるんですっていう話になるかもしれませんから、そこら辺の遊具の発注見通し、そしていつが本当に完成できるのかという見通しをお知らせをいただきたいなということ。

あと、最後の質問は、今まで私答弁聞いていると、私ちょっと疑問に思うんだけど、

建築確認申請の許可がまだおりてないというね。当然、用途区域変更の許可もおりてないわけですよ、建物の用途変更の話は。すると、通常、民間で工事やってるときだよ、確認申請の許可がおりてないのに工事やってたら、工事差し止めるんじゃないかと思うんですよ、私ね。それを、確認申請の許可がまだ来てないのに発注したという理由はどこにあるのかということと、そういうことが可能だという根拠法令があるならばお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 予定価格以外の3番目からのご質問に答弁申し上げます。

初めに、駐車場の発注の件でございますが、現在、旧精練跡の事務所棟のほかに、現在の会社の既存の事務所以外の解体工事をしております。それで、駐車場となる部分が今、解体工事の関係で重機の出入りがしておりますものですから、そちらの工期が7月いっぱいまでになっておりまして、その進捗状況を見ながら駐車場工事の発注を考えておりましたものですから、今回の改築工事とは時期をずらして発注する計画になってございます。

また、遊具の購入の件でございますが、遊具につきましては、現在、指名型のプロポーザル方式によりまして設置業者及び遊具を選定することとしております。5月15日に4業者を指名して、今月の30日に提案説明を受けた後、審査会を行いまして、設置業者を選定する予定になってございます。

3番目の確認申請の件でございますが、議員ご指摘のとおり、本来ですと確認申請がおりた後というようなことがベストになるわけなんですけども、実際は予定しておいて、先に入札をしてしまったわけなんですけども、実際は準備期間等もありまして、確認がおりなければやはり工事、現場には入れないというようなことになっておりますので、こちらにつきましては確認がおり次第、当初は工事の準備期間等もございまして、来週初めの確認のおり次第、また実際の現場の着工というふうなことになる予定になってございます。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

初めの予定価格についてでございますけども、予定価格につきましては、消費税を入れた総額となりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 予定価格はわかりました。ありがとうございます。外構工事の話なんですけど、だからその7月31日まで解体工事があるから、場所を使ってるのでできないから、それを見て発注します、これは妥当な話だと思うんですが、そうしますと、多分、何千万円の工事になるのか私わかりませんが、外構工事が、1億からとってたんだから、結構な金額になると思うんですね、これ、改修だけで5,000万円程度かな、残り5,000万円くらいあるわけだから。そうすると、それが8月

中旬オープンだといって、外構工事が終わるというふうには私考えられないんですけど、どの程度の工期を外構工事としては予定をしているんですか。

私もインターネットというか、町のホームページ見たけど、二四半期に発注しますって書かってんだ、確かに、駐車場は。だから、本当に8月中旬オープンというのが可能な話で今、答弁なさっているのかどうか。それをやっぱり、あの場所がいいか悪いかという議論があるにしても、町民から見れば、いつ使えるんだべというのがこれ当然の話題になるわけですから、実際の外構工事の発注時期は7月31日以降ということになれば、8月ですから、7月31日の次は、8月中旬に外構工事が終わるなんて私は思えないのね。だから本当はどこが終結点で考えていらっしゃるのかということですね。

あと、遊具はプロポーザルでやるというんだけど、その中では、8月中旬の納期というか、完了ということを前提にしたプロポーザルを今、募集しているということなんでしょうかというのが二つ目の話。全部8月中旬に間に合うように納品してくださいよということでプロポーザルをやっているのかどうか、そこを確認したいと思います。

あと、最後の話ね、確認がおり次第工事に入るという話、これ当たり前ですね。そうでないと建設事務所に怒られるから。工事の差し止め命令来ますよね。ということですよ、これね、例えば、許可がおりるんだと思いますよ。許可がおりなかった場合には、これ、今日議決して業者さんと契約しましたといたら、発注者側に全責任が生じるわけですね、許可がおりなくて工事ができなかったとすれば。そうすると、業者さんのほうから見れば、町に損害賠償という話になりますね。請け負ったんだけど工事ができなかったということになりますと、当然の話ですよこれ、請負約款から言っても。

そういうリスクということを考えれば、こういう発注の方法はないと思うんですよ。許可がおりてからやっぱりきちっと、正々堂々とやるべきだと思うんですが、そのようには、原価というよりは、そういう指名委員会も開いてやったわけでしょうから、入札の時期を遅らせればいいだけの話なんですね、これ。許可おりてから入札しますと言えばいい話ですから。そういう考え方で今後とも、工事の入札は許可なんかおりなくたっていいんだと、後で許可がおりたときに工事現場に入ればいいんだから、それは構わないんだというやり方で今後とも町はやっていくんですかと、この点、明確にお答えください。

○議長（黒沢敏雄君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 1点目の駐車場でございますが、駐車場につきましては18台分のスペースを計画しておりまして、予算は改修工事等と駐車場を合わせまして約1億円の予算になってございますが、駐車場につきましては、予算的には1,000万円まではいかない金額を想定してございます。

工期につきましては、設計の段階といいますか、やはり今やっている解体工事の進捗状況で今月、また来月には進捗状況を見て発注時期が確定するものと思っておりま

す。

あと、プロポーザルでございますが、プロポーザルの工期につきましては、8月のやはり中旬を予定しておりますが、工事の進み具合によって変更もあり得るというようなことで、現在、プロポーザルの指名については周知をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 教育長のほうから若干お話し申し上げます。

この工事確認申請を含めた議員のご質問につきましては、私もこの仮契約、指名競争入札につきましては心配しておりました、課長とも再三打ち合わせをしてきたところではありますが、課長、若干、確認申請の許可が出ると、間違いなく出るというようなことで考えておりましたところ、これが急遽、本当に細かい数字的な問題がありまして、出し直したほうがいいんじゃないかというような指導を受けましたので、そのストップする状況下に私もありませんで、これは予定どおり発注の業者に説明をしてありましたので、やらざるを得ないかということで許可をしたところであり、議員のご指摘のとおり、私としても責任は感じておりますが、大きなミスであれば議員ご指摘のような状況に至るわけですが、課長の説明によりますと、本当に数字が抜けていたり、矢印がなかったりというようなことというふうに聞いておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

2点目でございますが、この子どもの遊び場の事業につきましては、教育委員会としても全職員を挙げて、お約束の期日に間に合うように一丸となって取り組むように指導をして現在に至っておりますが、このプロポーザルによる遊具の指定につきましては、多くの保護者から、あるいは子どもを持つ親からいろんな要望が来ておりまして、これはやはり丁寧に実施したほうがいいということで、これから説明会を、6人の代表者の方々に集まっていただいて説明を聞くということになっており、遊具が8月8日までに入るかどうかについては、業者にとにかくお願いはしておるんですけれども、8月のできるだけ早い時期に入れられるように努力をしてまいるといふ答弁で、ご勘弁をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

発注の時期につきましてのお質しでございますが、本件につきましては、建築確認申請に対します許可が見込みの段階で入札等を執行してしまいました。今後は確実に発注できる状況となりましてから発注していく体制としてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 企画財政課長っていうか町長ね、やっぱり、法律は守ったほうがいいと思うのね。だから、無理してやって、後でリスクを町が背負うようなことは、これは最大限やっぱり回避するような入札を執行するべきだと思うので、それは厳守

していただきたいなと思うんですが、ただ、３点目の質問ね、教育長、８月中旬になるようにプロポーザルやるんだというのは、それはそれでわかるんだけど、それは期間があるからまだいいと思うのよ。５月だから。だけど、外構の話ね、７月３１日で、なんぼ１，０００万円だって、通常の標準工期でとったらば、１，０００万円前後であれば３か月ぐらいの標準工期になるわけでしょう。工事請負契約やるんだから。３か月で契約しておいて１か月でやれよと言ったらば、これは不当な発注者の要求になるわけでしょう。そうしたら、８月に発注して３か月かかったら１１月になっちゃうわけじゃないですか。すると、その時期も、要は解体工事の終了次第だと、こういうことを言っているわけでしょう、今。精練のほうの。そうすると、解体工事が遅れば、その分また遅れるわけじゃないですか。だから、何て言うのかな、町長含めてだよ、いつも８月中旬にオープンだとか、いろいろ花火打ち上げるのはいいんだけど、マスコミに、実際できなかったときの落胆というのが住民にはあるわけでしょう、町民にはね。だから、本当にこの８月までこの事業、私この請負工事そのものはちゃんとやると思いますよ、古俣工務店さんね。ちゃんとやると思う。だけど、その次のステップの外構工事の話だとかということになってくると、これは相手ありきじゃないですか、解体工事。それから法律上の縛りがある、標準工期。そういうことから言ったら１１月か１２月の話じゃないかなと私は思うんですね。あとは業者さんに頼むしかないわけだから、早くやってくなんしょないって。だけど、頼んだって、今、舗装材はない、砂利はない、何はないって、全てが資材不足、作業員不足の折でございますから、そういったことから言うと、本当にいつならば間違いのないということを、私はきちっと保護者の皆さん、町民の皆さんに言うべきだと思うんですが、それは町長、どういうふうにお考えなんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

議員お質しのオープンの時期であります。今、ご質問にありますように、今、資材の高騰も含めてまた物が無いそうであります。したがって、私も夏休み前という考えを持ってました。ですが、その後の打ち合わせの中では８月中旬になるということでありまして、それはなぜそういうふうになるのかと、それは今、議員がお質しのよう、資材がなかったり上がったりということでもありますので、私もその辺も十分見込んでこの工事、全体的な工事の流れをしっかりと確認した上でのオープンに向けた取り組みというものをしっかりとやっていかなくちゃならないと思っておりますので、お質しのよう、こともしっかりと踏まえて、このオープンが目標とする８月中旬にオープンできるよう、とにかく整備するものを整備しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（増賀喜芳君） 先ほどの４番の嶋原議員の質問にありました用途の人数でございますが、児童厚生施設ということで、１４０人というようなことで、今回、基準内には入っているということで協議をしているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 6 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 1 5，議案第 6 7 号「川俣町大綱木財産区管理会委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第 6 7 号、川俣町大綱木財産区管理会委員の選任について川俣町大綱木財産区管理会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
さいとう にぞう 斎藤 二三	川俣町大綱木字下不動坂山 7 番地	昭和 2 8 年 9 月 3 0 日

平成 2 6 年 5 月 2 3 日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

委員の欠員を補充するため、川俣町財産区管理会設置条例第 4 条の規定により、議会の同意を求めるものである。

説明を申し上げます。

提案理由の説明でございますが、大綱木財産区管理会委員の斎藤達夫委員が 3 月 2 8 日に大綱木財産区域外に転出したことに伴い、川俣町財産区管理会設置条例第 5 条第 1 項の規定により失職いたしましたので、後任の委員として川俣町大綱木字下不動坂山 7 番地、斎藤二三様を後任の委員として議会の同意を求めるものでございます。

任期は、任命の日から平成 2 7 年 9 月 3 0 日までの残任期間でございます。

なお、ただいまご提案を申し上げました斎藤委員は大綱木財産区からの推薦をいただきご提案を申し上げますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第16、議案第68号「平成26年度川俣町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第68号「平成26年度川俣町一般会計補正予算（第1号）」について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「議事進行」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 議案はお手元に配付のとおりですと、こう言われたんだ、始まる
ときね。今、企画財政課長の話を聞いていると、6ページだの8ページだのと言うん
だけど、私のいただきましたこの一般会計補正予算（第1号）は、私には6ページも
8ページもないんですよ。配付のとおりですと言いながら、みんなには提案するけど
俺には提案しないということなんだね、6ページと8ページの、これ。

○議長（黒沢敏雄君） ほかの議員の皆さん方も確認してください。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 申し訳ございません。確認をさせていただいて、早急
に差しかえをさせていただきたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） それでは暫時休議いたします。 （午後5時41分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 （午後5時51分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） ただいまの議案第68号ですが、白紙で補正予算の内
容が印刷されていないただいまの予算につきまして、該当される方につきまして差し
かえをさせていただきたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（黒沢敏雄君） それでは差しかえをお願いします。（資料配付）

配付漏れはありませんか。（配付漏れなし）

中身の確認をお願いします。

それでは質疑を受けます。

（「議事進行」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だから、前もこれ問題になったことがありますけど、議案の配付は議長が責任を持ってやっているわけでしょう。ということは、当局も抜けてるんだけど、議長も抜けてるわけだべした。中身、白紙のまま配って、はい、議案お手元に配付のとおりですと、こうやるわけじゃないですか。だって、議会で配るのは当局が責任持つわけじゃないでしょう。受け取って配っているわけでしょう、議長が。ということは、議長のチェックが悪いということでしょう、これ。だから、今後のこともありますから、きちんと議長のほうでチェックをしていただいて、間違いのない議案を配付してもらうようにお願いしたいんですけど、議長の所感はいかに。

○議長（黒沢敏雄君） 努力させていただきます。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点かご質問しますが、まず、コミュニティプランの構築事業ですが、今回これ3月で落としたがな490万円のってきているんですけど、スマートコミュニティで電力発電をする事業をやるということについては、これまでの全員協議会なんかでの議論の中でも基本的に誰も反対はしてないわけだね。で、私も反対ではない。ただ、町が今やろうとしていることで本当にできるのかなという心配事がいっぱいあるということなんです。で、そういった前提でご質問するんですが、一つは、この農地転用うんぬんということで、規制緩和でうまくできるんですけど、こういう当局の話がずっとあるわけですけど、同じ規制緩和です、まだ予算は出てきてませんけども、羽田地区に誘致をするという、産業団地の問題ありますが、その産業団地の、これ全協なりで、産業委員会かな、産業委員会に内々に示されている当局の予算によれば、開発許可申請手数料で印紙代が51万円かかります、去年とった開発許可申請1,147万5,000円では足りないから2,204万3,880円追加しますということで、3,000万円ぐらいかかるわけですよ。で、何か当局の説明聞くと、開発許可は要らないんだみたいなお話がされているんですけど、本当に開発許可は要らないのかというのが1点目の質問です。開発許可が欲しいとなれば、きちっとした図面も何もつくらなくちゃいけないんですから、それには当然費用もかかります。ですから、その費用分がこれまで示された当局の事業検討条件、過日の全員協議会でもらった、あるいは山木屋地区の説明会で皆さんにお配りしたかなではそういった費用は一切載っておりませんから、開発許可は本当に要らないんですかというのが1点目の質問です。

それから二つ目は、あとは全部会社がやるから町は490万円出せばいいんだという話をしているんですけど、本当に出資金の490万円だけで、あとは一銭も町の負担というのは生じないのかというのが2点目の質問です。

3番目の質問は、町の計画によれば、この定款を見ると、合同会社を五百田30番地に登記するとなっているんですが、当然これは川俣町役場の所在地なわけですよね。と、公称である川俣町役場の所在地に民間会社がそこが事業所なんですというふうに登記することは、何ら地方自治法に触れない行為なのかどうかというのが3点目の質問です。

それから4点目の質問は、合同会社設立後は民間のほうで全部やるから、事務作業もやるんだということなんですけど、じゃあ実際、役場職員携わらなくて、この合同会社の協議会に出す書類だ、あるいは建築確認届を、当然必要だと思うんですけど、そういったものの実際の事務作業を執行するのは誰がやるんですかというのが4点目の質問です。

あともう一つは、商工会の国庫支出金等の返還金等の問題ですけど、私非常に疑問なのは、商工会の問題、去年の今ごろからずっと騒がれているわけでありましたが、今日の提案要旨の説明でも町長はこのことに一言も触れていないのね。町民は多く、この問題については非常に重大な関心を払っているわけじゃないですか。町はこの間、ずっと補助金を出してきたという、補助金を支出したという、町民の税金を支出をしたという責任があるわけですよ。それについて町長は全く触れてないんですけれども、町民に町長は何でお詫びをしないのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから二つ目は、町も5月15日まで、21年度の書類については報告をいただいて検査中だというわけでありましたが、町の検査状況は今どうなっているのか。新たな問題が見つかったのか。この前の商工会の調査委員会の発表以降、それ以外にも問題点が見つかったのかどうか。

それから三つ目は、福島県が去る先週の月曜日からですか、火曜日からですか、検査に入っているということで、テレビ、新聞等にも報道されているわけでありましたが、この県の調査状況はどうなっているのか、町が把握しているのであればお知らせをいただきたい。

それからもう一つは、商工会の調査委員会はまだ継続していると思うんですね、内部につくった。これの調査委員会の調査状況についても、町はオブザーバーでずっと参加しているような報告になってますから、この商工会の調査委員会の調査状況、その後の進展があるのかどうか、お聞きをしておきます。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

商工会の今回の件についてでございますが、私は今回の商工会の件は非常に危惧をしておりますし、また、補助金を不適正に使用したことについては、同じ税でございますので、本当に遺憾なことだと思っております。町民の皆さんが、多くの皆さん方が心配しておりますので、私は、町といたしましてもしっかりとこの点を調査いたしまして、適正なる処置をしっかりととって行って、皆さんの前に明らかにしていきたい、そのように思っております。商工会は何と言っても川俣町の商工業をまとめてい

る団体でございまして、川俣町の商工業の発展にとって中心になって取り組んでいる団体でございまして、商工業の発展によって町の発展が成っているわけでありまして、これはこのような商工会が、そのような任務を負っている商工会がそのようなことになっているということは、本当に町にとっても大きな大きなマイナスでありますので、今後そのようなことのないように、しっかりと町といたしましても、管理監督も含めて町としてやるべきものについてはしっかりとやっていかなくてはならないと、そのように今、思っているところでございまして、今後、そういった思いを込めて、しっかりと今回の事案については対処してまいる考えでありますので、議員の皆様方にもその点についてのご理解を賜りながら取り組んでいく考えを申し述べさせていただきます。本当にご心配をおかけしていることについてはお詫び申し上げながら、町といたしましての対応をしっかりととってまいりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、新たな問題が発生しているかということでございますが、今現在、確かに当職員のほうで支出したもの、伝票と指示をし、それを確認している段階でございますが、伝票等にやはり、一部まだ確認できないもの、要するに書類のそろわないもの、あと、担当者のレベルの段階でまだ確認できないもの、というのは5年という年数がたっておりますので、その伝票が見つからないというようなことで、新たな問題といたしましては、今言ったように整理される、支出された内容の裏づけとする伝票をきちっと今、精査し、必要ないものについてはどういう支出をしているかという、その追い方をやっておりますして、そういった内容調査にちょっと時間を要しているところでございます。

それから、福島県が入ってやるのと、商工会の調査委員会ですけれども、それぞれに今現在におきまして、やはり福島県のほうも調査等入りまして、同じような課題を抱え持っておりますので、今の段階では町のほうに報告という段階にはなっておりません。商工会の調査委員会のほうも、今現在どういう具体的なことをやっているというようなことに関しまして、今は会合等は開いておりますので、そういったものの調査報告はございません。

以上、3点について答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

初めに、1点目の今回の太陽光発電設備に係ります開発許可についてのお質しでございますけれども、これまでの建設事務所との協議の中で、施設が建築物に該当すれば開発行為が必要となりますが、太陽光パネルを設置するためのダイヤ、送電のための施設のみであれば建築物に該当しないということで、開発許可は必要ないというふうに判断しております。

次に、2点目の490万円の出資、町のみの出資で間に合うのかという質問でございますが、当面この490万円の町からの出資のみで間に合うというふうに考えております。その後、公募により増資を図ってまいる考えでございます。

次に、所在地につきましてのお質しでございますが、定款上、有限責任社員は当面、代表社員福島県伊達郡川俣町ということでスタートいたしますので、代表社員である川俣町の代表者、川俣町長につきましては、川俣町字五百田30の所在地を使うようになりますが、会社法の規定につきましては問題ないというふうに判断をしております。ただ、地方自治法上は町長が有限責任社員並びに代表社員になれるということでございますので、これらについても大丈夫というふうに判断をしておるところでございます。

次に、この会社のスタート後、誰が事務処理を行うのかということで質問がございましたが、合同会社を立ち上げた以降につきましては、その会社で事務処理を担当する方を委託によりお願いをして、町では対応できませんので、その合同会社で委託を受けた方にそういった事務処理を行っていただくというふうに考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 開発許可というのは、まずね、建築確認だけの話じゃないわけでしょう。農地法上だって大規模開発というのは許可欲しいわけだね。だから、都市計画エリアであれば都市計画法に基づいて建築確認上の開発許可ももちろん必要なんだけど、農地法上の開発許可も必要なんじゃないですか。だから、農地法の開発許可は要らないんですかということもあるんだね。だから、開発許可は一つじゃないわけでしょう。農地法は農地法で開発許可とらなくちゃいけないし、都市計画エリアだったら都市計画法に基づく開発許可も必要なわけですよ。だから、今言ったのは、多分、建設事務所の話だから、建物でないからいいんだという話してるんでしょうけど、農地法上の開発許可はじゃあ必要ですか、必要でないんですかということを答弁してないから、開発許可というのは本当に要らないのかなと。というのは、何でもかと言ったら、羽田だって産業団地つくるだけで建物は建てないんだよ、何も。建物建てる時には会社が建てるわけだから。にもかかわらず3,400万円の金が欲しいと言ってるわけだよ。だから、同じ条件に上がってるでしょう、これ。復興計画の同じ事業名でやると言っているわけよ、産業団地も、太陽光のほうもね、発電会社のほうも。だから、産業団地のほうは三千数百万円の金がかかるんだというふうに言っていて、太陽光のほうはかからないんですかと私は聞いているわけよ。それを明確にちゃんと根拠を示して答弁してください。

それから、町の出資金490万円以外、川俣町の財政負担はないのかと私聞いているのは、だからそこと絡み合うわけよ。だって、事業の許可をもらうまでにいろんなことをやんなくちゃいけないのよ。会社つくったって。その間の運転資金が490万円で間に合わないという恐れがあるから、私は再三ずっと質問しているんですよ。全

員協議会でも何でも。４９０万円で本当に補助事業の採択もらって、事業もう始められますと、工事も発注できますというところまで４９０万円で本当に川俣町の負担は済むんですねと、あとは全部会社の負担になるんですねということを明確にわかるように答弁してください。間に合うようにやるんだだけでは話にならないですよ。間に合うかどうかということをお心配しているから私は聞いているんですから。

それから、町長が代表社員になるから地方自治法上は問題ないんだみたいな判断しているという話なんですけど、じゃあ、あと事務事業誰がやるかっていうと、頼んだ人がやるというわけだね。そうすると、五百田３０番地というのは今、これは更地で建物も何もないわけですよ。そうすると、そのところで事務とるんだということにはなりっこないですよ、どう考えたって。あそこ、何か庁舎つくる前にプレハブ建てて、誰か事務をとるのかい。もしくは公民館の中で、今役場こっちに避難してるから、とるとすれば、そこに会社が存在して、そこで事務とる場所があるとすれば、行政財産ですから、公民館にしたって、役場にしたって。行政財産の使用上、料金とらなくちゃいけないでしょう、その会社から。川俣町は。とることないんですか。そういうふうになるじゃないですか。だから、役場に登記を、五百田３０番地に登記するなんていうことは、私は非常識というか、非合理的な話であって、本来的にはやっぱり協力する会社さんがいると前から説明してて、急急やるから川俣町だけにしてとりあえず発足するんだと言ってますけど、ちゃんともともとの考え方に従ってちゃんと公募をかけて、本当に手続きをきっちり進めて、その協力する会社さんの事務所にきちっと事務所を置いて、誰しもがわかるような事業の進め方をすべきではないかと思うんですよ。だって、委嘱した人、川俣町が頼んだ人でない人が川俣町の庁舎内で仕事をしていますって、民間の仕事をしていますっていうのは、あり得ない話でしょう。俺も事務所貸してくれろって言ったら貸すようになるのかいっていうことになっちゃうでしょう。役場が１００％出してるからって、公共事業やるわけでないんだよ。公共目的の仕事やるわけでないんだよ。発電という利益を目的とした事業をやる会社なんですから。行政財産何で使えるんですかというクリアをまずすべきじゃないですか。そのところを明確にしてください。

あと、町長ね、町民みんな心配してるからお詫びするというんだけど、私は、それは当然、今日の議案提案の中で町長が言うべき話だと思うし、それから、抜けてるのは、町はずっと何年間も支出してきて、その何年間も支出したものが不正に流用されているということが明らかになっているわけですよ。けども、町はこの間それを全部補助金で検査をしてオッケー出してきたわけよ。正しいということで。そのことについての行政執行者としての町長のお詫びがないでしょうと言ってるわけですよ、私は。町はいいと言ったんだから、正しくやってるって、今まで検査でやって決算出してきたわけじゃないですか。町は今まで何を検査してたんだと。それが見抜けなかったということは町長の責任ですよ。不正流用が見抜けなかったということ。そのことについてのお詫びが何もないでしょうということを言ってるんですよ。そこはどう考えているんだか、もう一回答弁を求めたいと思いますね。

あと、福島県の報告がないからわからないという話なんだけど、調査委員会はこの前の後も商工会でやってるじゃないですか。商工会内部の調査委員会は。それには町はオブザーバーで入ってないんですか。今までずっと入ってるのに。やってると思いますよ、私、この前全協の後で調査員の方にたまたま下で行き会ったら、今日これから調査委員会あるから行かなきゃなんねって、これ言ってましたから。だから、前に報告した後でだって、商工会の調査委員会をやってると思う。そして、調査委員会の中でどんなことが議論されてるのかね。そして、今日、商工会の総代会じゃないですか。総代会ではどういうふうに商工会は報告なさろうとしているのか、これ明確にさせていただきたいと思うんですよ。何て言ったって、議会で議決した予算を執行して、予算を執行したものが不正流用された、その流用されていることを検査で見つけられなかった、それが何年も続いていた、このことは町長の全ての責任ですよ。そのことについてやっぱり反省を本当にするんであれば、きっちりと町民にお詫びをしなくちゃいけないし、見抜けなかったことについて。ずっと補助金出してきたことについてもお詫びしなくちゃいけないじゃないですか。一回も聞いたことないですよ、私、町長いろんな会議でしゃべっても。一回も触れないもん、商工会の問題なんて。この前のスマコミの山木屋の説明会的时候だって触れてないでしょう。この前の山木屋の花見のときだって触れてないでしょう、町長。それでは、本当に反省しているとか、お詫び、心配をかけているなんていうことにはならないじゃないですか。なるべくそこから逃げたいみたいにしか聞こえないですよ、私から見れば。そこは明確にやっぱり町民に、これは議会なんですから、インターネットで見れる人もいるわけですから、きっちりと行政執行責任者としての、何が悪かったのか、だから今後どうするのかと、きっちり言うべきだと私は思います。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

商工会の件につきましては、この間のところではご説明、お詫びをしておりますけれども、別のところでは心配をかけていることについてお詫び申し上げながら、ただいま申し上げましたような町といたしましての、今後しっかりと調査をしまして適正な対応をしていくというようなことでお話をしてきた会もございます。ただ、今、議員がお質しのように、議会では今日の方が初めてでございますが、今言われるように、今回ずっとやってきたわけでありまして、町のほうでは監査の結果もそのとおりというようなことで報告をいただいておりますし、町としてもそのような報告をしております。したがって、今回、このような事案が出たということは、まだその内容等についてよく検査をしていかなくちゃならない、そのように思っております。そういった面でも責任を感じながら、ということは、なぜ責任かということ、町の税金、町民の皆さん方の税金を使って補助金というものを出しているわけでありまして、そういったものが不適正に使用されるということは、やっぱり町民の信頼を裏切るものであります。それを町がしっかりと管理監督できなかったということについては、

今回の事案から出たわけでありますので、その点については反省をしながらお詫びを申し上げる次第であります。

今後、そのようなことのないようにしっかりと事務事業も監査をしながら、町民のために、商工業のために使う予算はしっかりと使っていくんだということを確認しながら、町の商工業の発展につながる補助制度をしっかりと拡充しながら事業に当たっていく考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

1点目の開発許可のお質しでございますけれども、先ほど申しあげましたように、太陽光パネルの設置のためのダイヤ、送電のための施設については建築物に該当しないというふうな判断になっておりますので、建築物の設置を目的とした土地の区画形質の変更が開発行為に当たりますので、施設が建築物に該当しなければ開発行為には該当しないというふうに判断をしているところでございます。この点につきましても、建設事務所のほうから回答をいただいているところでございます。

次に、490万円以外の財政負担はないのかというお質しでございますが、当面は川俣町からの490万円の出資でスタートしますが、その後、合同会社によるつなぎ資金の融資などにより資金については対応することになるというふうに考えております。

3点目の、当面川俣町のみ出資で、その後の増資ということで、現在は事務所の所在地につきましても、もとの役場の住所ということで説明を申し上げておりますが、増資によりまして協力していただける会社を含めて定款の見直しをする中で、事務所の所在地については今後協議をして決定してまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、商工会の調査委員会でございますけれども、通常であれば私のほうに案内が来るんですけれども、私、今回案内状のほうは私のほうに来ていなかったものですから、調査委員会を開催しているというのは町として認識しておりませんでしたので、なお、これは確認させていただきたいと思います。

それからもう一つですけれども、今日、総会、確かに商工会のほうでやっております。これに関しましては、ちょっと出席できないものですから、報告書としてきちっと求めまして、議会のほうに報告してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁漏れということで、行政財産使用料条例の件で質問いただきましたが、お質しのよう、事務所の所在地につきましても、当面川俣町

の出資のみでスタートしますので、五百田３０番地ということで考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、会社設立後の事務処理につきましては、当然、会社運営管理費の人件費を確保した上で合同会社の経費で対応するという事で、その事務所そのものについては委託する相手先ということで、五百田３０番地については、定款上の住所には代表社員が常駐ですのでそういう表示にいたしますけども、事務所的にはその運営をお願いをする会社ということで、直接は事務所は五百田３０番地には設置しないということで現在考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ２番 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） 最後だからちゃんと答えてもらいたいんだけど、うまくいくように俺は聞いているんだからね、さっきから。建設事務所には聞きましたと言うけど、農地法は建設事務所では取り扱ってないでしょう。農政事務所でやってるんじゃないですか。だから、約４町歩あるんだよ、ここ、これ。４町歩の土地の形状を全く変えないなら構わないのかもしれないよ、それ。だけど、太陽光パネルの発電をやりますと言って、飯館村だって大火山のところでやりまして２年も前から言ってるじゃないですか。南相馬市だって言ってるじゃないですか。だけど一つも進捗してないんですよ、できなくて。できてるなら、とくにできてるわけじゃないですか、許可をもらってるなら。だから、農地法上の許可は要らないんですかと私は再三聞いているんです、さっきから。建築の話はわかったと。だから農地法の許可は要らないんですかということを知っているわけ。

それと、ほかの例を見たって、こっちが思うようにスムーズに、何ぼこの協議会つくって、県も国も入ってやりましていったって、スムーズにいったところはほとんど皆無でしょう。遅れに遅れてるでしょう、みんな。太陽光発電については。それは何らかの理由があるんだよ。というのは、実際的に、最終的に判断するのは農林省じゃないですか。復興局でも何でもないので、権限は。農林省が持っているんだから、相変わらず。だとすると、そこで、何ぼ会社設立しても、期間が今想定しているよりかかったり何だりするじゃないですか。そのためには４９０万円で何ぼ増資して１，０００万円にしたって間に合わない恐れがあるから、私は再三にわたって言ってるんですよ。もっと川俣町が本気でやると言うならば、一般会計補正予算の後ろがあるじゃないですか、これ。債務負担行為というのが。土地開発公社はここでやってるんでしょう、ちゃんと４０億円まで町は補填しますと。だから、金融機関は安心して土地開発公社で事業をやるときは、やるわけじゃないですか。あとこれ、信達福祉会だって何だって、みんな債務負担してるわけじゃないですか。だったらこの会社、川俣町だけでつくると言うならば、まさに川俣町が株主一人なんだから、そういうことは検討すべきだと私思うんですよ、本当に事業やっちと思うんならば。つなぎ資金が何ぼ欲しくなるかわからないけども。少なくとも羽田と同じくらいかかるんだとすれば、４，０００万円、５，０００万円のお金を準備しておかなかったら動かないでしょうと私は思うわけ。だから、そういったことをきちっと債務負担を起こすんなら起こしてやってかないと、太陽光発電に期待している人もいるわけだ、山木屋の人たち

には。期待してない人もいるけども。期待している人に失礼じゃないですかと。打ち上げ花火の話だけして、何だかあとはわからないと、いや、うまくいかないんだ、農林省がうんと言わないからできないんだでは、これ、おさまらないですよ。町が490万円という税金を支出するんだから。ペアになりましたって。事業成功するためには、そういった資金の確保ということもきっちりと考えるべきではないかと思うんですよ。そのことによって初めて、今、委託する会社に事業、事務所は実際持っていくんだというけど、委託する会社というのは、結局は前から想定している、当初設立するときに出資する会社の人たちを考えてるわけでしょう。そうでなかったら、公民館の中で事務とりますなんて言ったら、さっき言った行政財産の話に触れるし、何で公共単位で民間の仕事しているんだという問題に触れるわけだし。だとすれば、そこだってただでやってくれるのかといったらば、人件費は当然要求するでしょうけども、事務所の借り上げだって、電話だって別に引かなくちゃいけないんじゃないですか。そんな金、490万円なんてあっという間に吹っ飛ぶじゃないですか、事業始まるまでに。そのためにはやっぱりきちとした運転資金をどういうふうに担保するのかということを本気になって考えて提案をすべきじゃないですかと私は思うんですが、これで間違いなくできるっていうんなら私は構わないですよ。あと一切議会にはもう迷惑かけないし、追加の融資だとか、追加の担保をお願いしますなんてことはありませんというんならば、そう明確に答弁してもらえば、あと私は出てきたらばノーと言うだけの話だから、それは構わないんだけど、本当に事業を成功させたいんだったら、そういうことをきっちりと考えるべきではないかと、こういうふう思うんですよ。そこら辺、きっちり代表者、これ町長になるわけだから、町長自身がどういう決意で本当に、これを間違いなく不退転の決意でやって、成功させるんだということにもっていくんだか、町長、詳細は知らなくてみんな事務局任せでやったって、うまくいきこないですよ、こんな仕事。詳細を全部、町長が代表者、執行社員なんだから、一人しかいないんだからね、これ。合同会社なんだから。出資者イコール経営、株主イコール経営者なんだから、合同会社なんていうのは。そうしたら町長一人なんだよ、全てこれ。誰も相談する人いないんだよ、町長、これ。町長自身がこの事業の内容を本当に熟知して、これを提案しているのかって俺、疑問があるから、今のような話について町長としてはどういうふうに考えているのか。いや、そのほうがいいというならそういうふう提案し直しすればいいと思うんですよ、私は。本当に事業をやりたいんならば。そこら辺明確に、最後だから答弁してください。

あとね、町長ね、議会としては初めてやった、商工会の問題ね、初めてだったら、何で今回の議案提案のときに町長が、普通はですよ、3月議会以降の諸般の情勢っていつやるわけじゃないですか、普通、町長というのは。どこの首長だってやりますよ、3月議会以降はこうでしたと。その一番の話題は商工会の不正問題でしょう、今、川俣町は。そのことに一言も触れないで臨時議会やってるといふ、この非常識さはどこにあるの、町長。その見識を問いたいですよ。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 商工会につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、ただいまの質問の件でありますけれども、議員本当に心配されてそういうふうに言ってくれるんだなと思って今、私も聞いております。したがって、今、事務のほうからも答弁をさせていただきますけれども、この会社の運営に当たりましては、合同会社という初めての会社でございますけれども、町がこのような出資をしてやるということによって、説明ありましたように、差し引いた残りの基金は運営のほうに回すということの壮大な計画でございます。私はこの計画をしっかりと立ち上げて、山木屋の皆さん方の復旧に当たっての大きな柱になるものにしていきたいと思っておりますので、ただいまご指摘を受けているようなことにつきましても、よそのほうの例も出されておりますので、そういったこともしっかりと調査して、間違いのないように進めてまいります。

なお、それらの案件につきましては、遅れることなく必要に応じて議会のほうには早目に提案をしながら事業に当たっていく考えでおりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

４９０万円の町の出資により合同会社を立ち上げたその後につきまして、町の財政負担は現在考えていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにありませんか。

６番 菅野清一君。

○６番（菅野清一君） ようやく私のところにも８ページ来ましたので若干聞いておきますけど、私も去年の９月議会で、この商工会の問題については去年の４月から出てるわけですから、そういうところに補助金を出しているのはいかがなものかと言った経緯があるものですからお尋ねしますけど、今、この１３５万２，０００円ということなんですけど、この前の全協では約２，８５０万円ぐらいがあるということなんですけど、その償還についてはいつごろどういう形で出てくるのか。

あともう一つは、今説明を受けたけど、他人事のような話をしてるんだよね、これ。一旦町に来て、それに上乘せして商工会に出しているわけですよ。それで、これ呼ばれないとか聞かれないとか言ってる場合じゃないと思うんですよ。過日、仮設に行っても、災害支援物資等の中でもそういうものがあつたということで、怒り心頭ですよ。だから、もう少し具体的に説明してもらわないと困るし、それで実際じゃあ、この前全協で説明受けた２，８５０万円だけで済むのかと。商工会は商工会で調査委員会やってるって言いますが、じゃあ町ではどういう形でこの調査をしているんですか。このまま言われたとおり産業課だけの所管ではできないでしょう。お金を出し入れしているのは企画財政課ですよ。違いますか。そこもきちんと、そこが窓口になってやるという話になってるじゃないですか。今、どういう状況なんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

こちらに来ておりますのは、先ほど企画財政課長が言いましたとおりに23年、24年からりこと、あとはご当地グルメのやつの事業に関してのみでございます。ですから、それ以外の事業に関しては、いつごろということでございますけれども、7月15日までの間に年度ごとにそれぞれに伝票を、うちのほうでこういう書類を整理してそれを確認する。当然、それを今赴いて、商工会で私たちのほうで伝票と企画財政課、産業課、両方あわせて確認をしているのが今の状況でございます。ただ、その内容に関しまして、先ほど述べましたとおり、全ての書類、私らのほうで指示したものがきちっとそろわないところもございますので、そういうやつをどのようにして今後精査していくかという、そういった新たな問題というのは、先ほど言いました新たな問題をどのようにしてクリアしていくか、そういう形で今進めておりますので、ただ、時期はいつごろという明確なことはできませんけれども、内容に関しましては、今まで以上に内容のちゃんとした支出のやつの帳簿、そしてそれに裏づけする伝票、そしてそれに対する支出した領収関係、そういうものを一連にきちっと整理をしながら、それを一つ一つ確認するというような、時間を要するような形で今やっております。その中で新たなものが出てくれば、当然のことながら、先ほど言いましたとおり、2,800万円という一つの尺度の中でなく、もう少し金額が増える可能性も十分でございますが、ただ、その調査に関しまして、やはり今の時点でいつまでというのはなかなかお答えできませんが、きちっと内容は精査してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

企画財政課からも2名ということで、産業課の2名と合わせた4名体制で検査をこれまで実施したところでございます。今後につきましても、企画財政課、それから産業課も含めた、連携した検査体制ということで対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 2名、2名ということなんですけれども、具体的にどういう方法で、どのぐらいのスパンで調査しているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

手法といいますのは、先ほど言いましたとおり、それぞれの事業に使った、もちろん事業ごとの整理はあります。実績が上がってきております。その実績の細かい項目に合わせまして支出した内容、それに関しましての調書関係、そしてそれに伴います伝票、それに伴います領収関係、そういうものの一連のものを、一応こちらで指示をしてそろえさせて、それを町のほうで一つ一つチェックしているというような作業で

ございます。そろえる中で、そろってないものも、先ほど言いましたとおりどうしても伝票の、領収の一部ないのがありますので、そういったものをどういうふうにして、当然、相手側に聞くというようなことも、整理をしながらきちっと調査をしますということでございます。ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 大変遠慮がちにやってるんですけども、お金支出している金は、これ税金ですよね。説明するまでもなく。何でそんな消極的な、私意味がわからないんですよ。前回の全協の説明でも、コピーした領収書を見せられた。ずっとそのコピーした原票を見ながらチェックしていくんですか。主体は企画財政課でしょう。あなたのところで出しているの知ってるんですから。基本的に、この前も聞いたとおり、町には500万円という申請を出してきたと。県には800万円で申請していたと。ずっとそれが歴史的に行われたとしか思えないじゃないですか。それを気がついたのはいつの時期なんですか、そういうことをやっていたというのは。恐らく相当長い時間だと推測されますよね。だから、これも見抜けない状況の中で、補助金を支出していた町として具体的にどういう責任を感じているのか。私は全く感じていないと思えないですね。あれは商工会のことだって。全く違う話ですよ。そうしたら、この具体的な責任のとり方として、処分も含めてどのような考えを持っているのか、まず聞いておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 答弁させていただきます。

いつ気がついたということですが、先月25日に報告書が上がってまいりました。正確にわかったというのが25日であります。ただ、先ほどもありましたが、調査委員会、オブザーバーとして参加しておりましたので、調査委員会が立ち上がったのが25年の12月でありますので、その時点からということになります。記者会見をしたのは3月31日ではございません。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 資料の確認ではありますが、領収書は原本で確認するということにしております。また、商工会に対する調査につきましては、先ほど町長からもありましたとおり、しっかりと厳正に厳しく見ていきたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、調査に入っているところでございますので、処分等については、今のところどのようにするかについてもまだ考えておりません。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで暫時休議いたします。議会運営委員の方は議長室にお集まりください。（午後6時31分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。（午後6時57分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで、当局から議案の追加提案がありました。議会運営委員会で審議いたしました結果を委員長から報告願います。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員会で審議をいたしました結果を報告をいたします。

当局から議案第69号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号））」の追加提案がありました。議会運営委員会では、追加日程第1として直ちに取り扱うことといたしましたので、報告をいたします。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま議会運営委員長報告のとおり、追加日程第1として議案第69号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号））」を本日の議事に追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第1，議案第69号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号））」を直ちに審議いたします。

議案を配付してください。（資料配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第69号「専決処分の報告及びその承認について（専決第8号 平成25年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号））」について

て説明した。

○議長（黒沢敏雄君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　さっきの全協でもそうだけど、今も提案で、間違っただけ多く見込んだという話してるんだけど、間違っただけ原因わかったのかい。というのは、この給付費そのものはそんなにいっぱい見積もっているわけじゃないじゃないですか。そうすると、今回8,000万円と大きく減額させるこの負担金のところは、26年度の当初予算の説明では20%と、25%で計算すると3億7,971万6,000円になるんですって、当初予算、今、26年度、可決してるわけよ。これも多分1億円くらい余計なんですよ、多分。この間違っただけ経緯から言えば。だから、間違っただけという原因をはっきり説明しないと、間違っただけから直したんだ、実績だというだけでは、私はだめだと思うんですよ。間違っただけ原因をしっかりと説明しないと。そうでないと、26年度の当初予算だって早々に訂正しないとおかしくなるわけですから。間違っただけ原因は明らかになったんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君）　ご質問に答弁いたします。

本当に単純なミスで申し訳なかったんですけども、交付金を算定する当初の予算見積もりで率を間違えたみたいなんです。居宅介護給付金を20%に計算するものを25%とか、あと、施設サービス給付費を15%で計算するものを多く見積もってしまったということで、本当に過大な歳入見込みをしてしまいました。この率を間違えて積算してしまったということでございます。

答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君）　2番　高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君）　26年度の当初予算での説明、私これ3月議会のときに当局提案ちゃんと書いたんだけど、そうすると私もわかるのよ。例えば15が20と言ったのよ、率が。そして25が20と言ったのね、20が正しいのに25で計算しました、15を20で計算しましたということを言ってるから、前年度の当初予算が3億6,768万8,000円に対して、今年度は3億7,900万円と、1,200万円伸びましたと、こう提案してね、ああそうなのかと、20を25だと、そうだなと私も計算してそう思ってたわけ。でも、実際は15と20が正しいんだということなんだね、そうすると。ということは、当初予算、これ早々に1億何ぼ違うんだから、これ。直さないともまずいと思うんですよ。6月議会も間近にあるわけだけど、早々に6月議会等で訂正するんですか。これはこれでやったとしても。ということは、率そのものを間違っただけということだべ。25年度予算つくるときから。そうすると、間違っただけがな2回当初予算で、我々説明受けてほだなって可決してですよ、専決やってみたらこれ間違いでしたって言われてるわけだから、今。我々は信用して聞いているわけだから、そこのところきちっと精査をして、早急に直すべきものは直したほうがいいと思うんですが、いかがなお考えでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

議員おっしゃるとおり、26年度の当初につきましても同じ率を使ってしまいました。それで、議会に間に合わせるように、6月議会で減額したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 議長から当局に申し上げます。

今後、上程する議案書などについては、間違いのないものを提出お願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもって平成26年第4回川俣町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたりありがとうございました。ご苦勞さまでした。

（午後7時15分）

本臨時会で可決した事件は、次のとおりである。

- 報告第 2 号 平成 25 年度川俣町水道事業会計予算の繰越報告について
- 議案第 58 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 5 号 川俣町税条例等の一部を改正する条例)
- 議案第 59 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 6 号 平成 25 年度川俣町一般会計補正予算 (第 7 号))
- 議案第 60 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 7 号 平成 25 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算
(第 6 号))
- 議案第 62 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 9 号 平成 25 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号))
- 議案第 63 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 10 号 平成 25 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 2 号))
- 議案第 64 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 11 号 平成 25 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算
(第 1 号))
- 議案第 65 号 動産の取得について
- 議案第 66 号 川俣町子どもの屋内運動場整備工事請負契約の締結について
- 議案第 67 号 川俣町大綱木財産区管理会委員の選任について
- 議案第 68 号 平成 26 年度川俣町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 69 号 専決処分の報告及びその承認について
(専決第 8 号 平成 25 年度川俣町介護保険特別会計補正予算
(第 4 号))

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 石 河 清

同 署名議員 村 上 源 吉